

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業の業務の委託について（対象者の拡大及び委託内容の変更）
----	--

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（業務委託）

（担当部課：福祉部生活福祉課、保護担当課、
子ども家庭部子ども家庭課、子ども総合相談
センター子ども家庭支援課）

事業の概要

事業名	生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業
担当課	生活福祉課、保護担当課、子ども家庭課、子ども家庭支援課
目的	貧困の連鎖を防止するため
対象者	区で生活保護を受給している世帯（以下「被保護世帯」という。）を含む生活困窮世帯の小学4年生から高校卒業までの子ども及びその保護者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>区では、平成25年6月から、被保護世帯の中学生について、高等学校への進学率を高め、安定した就労の機会を増やし、経済的自立を助長することをもって「貧困の連鎖」の防止を図るため、被保護世帯の中学生及び、その保護者を対象とした、子どもの学習・生活支援事業を実施している（平成25年度第1回情報公開・個人情報保護審議会了承済み）。平成26年度からは、本事業を利用して高校に進学した生徒に対し、高等学校生活を定着させ、中退防止を目的とした支援を行うため、高等学校に進学した年の8月まで学習支援を行えるよう、支援の対象期間を拡大した（平成26年度第2回同審議会了承済み）。また、平成27年度からは、生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、対象者が、被保護世帯から生活困窮世帯に拡大された（平成26年度第8回同審議会了承済み）。</p> <p>生活困窮世帯の中学生については、これまでの支援により、高い割合で高等学校等への進学を果たしている。一方で、進学後については、一般世帯と比べて、中退率が高いこと、大学等への進学率が低いことが指摘されている。</p> <p>こうした状況を打破し、貧困の連鎖を防止するためには、高校卒業後の大学や専門学校等への進学や資格取得、就職、職業訓練の受講等、本人の希望を踏まえた多様な進路選択が自然とできるよう環境を改善することが重要である。</p> <p>そのため、令和6年度においては、これまでの通塾型支援の対象年齢を拡大するとともに、委託事業者による訪問型支援を新規導入することで、新たな支援の枠組みを創設する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>支援の対象者に対し、個別の状況に応じた、きめ細かな支援を行うため、学習支援に関する専門性を有する事業者業務を委託する。</p> <p>（1）通塾型支援 対象者 中学一年生から高校卒業までの子どもとその保護者 ※従来は、中学一年生から高校一年生までが対象</p> <p>（2）訪問型支援 対象者 小学四年生から高校卒業までの子どもとその保護者 ※今回、新たに導入する支援</p> <p>3 想定人数</p> <p>（1）通塾型支援 50世帯 （2）訪問型支援 150世帯</p> <p>※個人情報の流れは、資料64-1のとおり</p>

件名 生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業の業務の委託について(対象者の拡大及び委託内容の変更)

※太字ゴシック(下線)が、平成26年度第8回情報公開・個人情報保護審議会了承済みの内容からの変更箇所

保有課(担当課)	生活福祉課、保護担当課、子ども家庭課、子ども家庭支援課
登録業務の名称	子どもの学習・生活支援事業
委託先	公募型プロポーザル方式による事業者選定により決定
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	1 事業利用者に係る情報項目 住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、既往歴、学習環境、在学情報、学習成績、志望進路先名 2 事業利用者の保護者に係る情報項目 住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、既往歴
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(委託先のパソコン)
委託理由	事業利用者及びその保護者に対し、個別の状況に応じた、きめ細かな支援を行うため、学習支援に関する専門性を有する事業者業務を委託する。
委託の内容	1 通塾型支援(中学一年生から 高校卒業までの子どもとその保護者) (1) 高校、 大学、専門学校等 への進学を支援する。 (2) 進学のための学習支援だけでなく、中退防止のための学習定着支援を実施する。 (3) 必要に応じて関係機関と連携する。 2 訪問型支援(小学四年生から高校卒業までの子どもとその保護者) (1) 保護者、子どもとの関係を築き、食事や健康等の生活習慣や学習環境の改善を図り、随時進路相談に応じる。 (2) 養育上の問題がある世帯については、区に報告する。 (3) 必要に応じて関係機関と連携する。
委託の開始時期及び期限	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで (次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり